

「原子力災害対策指針」の改正について

別添 1

改正のポイント

1 平成27年4月22日改正

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設に係る原子力災害対策に関すること

当該原子炉施設の状態は他の実用発電用原子炉施設と異なることから、指針に規定する原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当該原子炉施設に特有の取り決めに設ける。

(2) UPZ外における防護措置の方策に関すること

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物資の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施することとする。

(3) SPEEDI等の予測的手法に関すること

「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用について」（平成26年10月8日第31回原子力規制委員会）に基づいて、必要な修正を行う。

2 平成27年8月26日改正

(1) 原子力災害医療体制

ア 原子力災害に対応する医療機関

下記の医療機関等の要件（以下、「施設要件」という。）を定めるとともに名称を変更する。

- ① 原子力災害拠点病院（以下、「拠点病院」という。）
- ② 原子力災害医療協力機関（以下、「協力機関」という。）
- ③ 高度被ばく医療支援センター
- ④ 原子力災害医療・総合支援センター
- ⑤ 原子力災害医療派遣チーム

イ 国、立地道府県等及び事業者の役割

① 国

国は、（1）に示す施設要件を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図る。また、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行う。

② 立地道府県等

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、予め指定又は登録を行っておく。

③ 事業者

事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておく。

ウ 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

原子力災害医療には、国、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター、立地道府県等、拠点病院ごとの要点を踏まえた研修・訓練等を組み込む必要がある。

エ 原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携

原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携を進めるため、「医療総括責任者」という名称を「原子力災害医療調整官」に変更するとともに現地の関係者の役割等を具体化する。

オ 避難退域時における検査及び除染等の具体化

避難退域時検査及び簡易除染については、従来の「体表面汚染スクリーニング」及びその際に行われる「除染」に代わるものとし、その方法を定める。